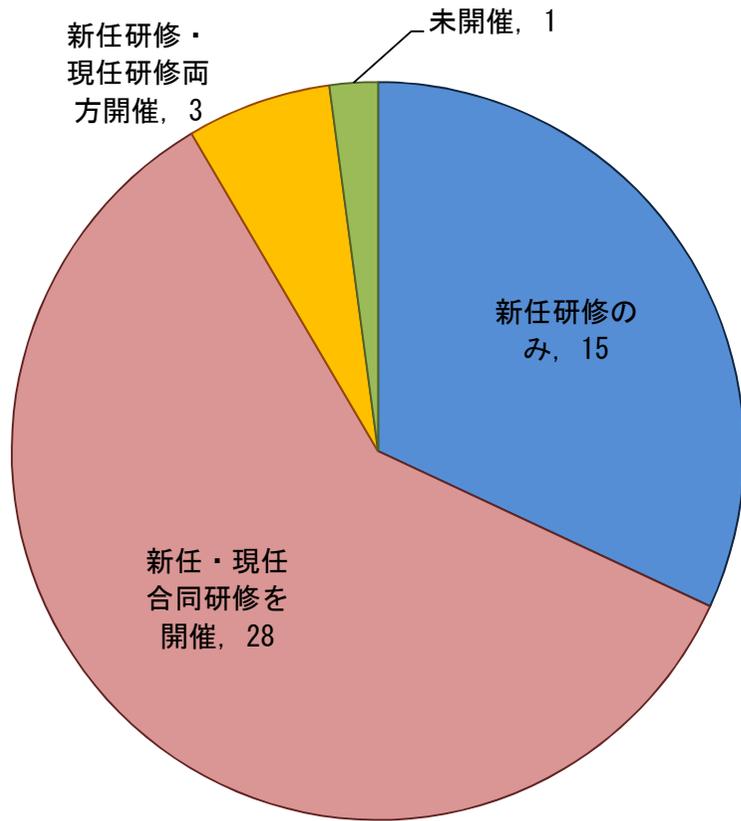


認定調査員研修について

1. 認定調査員研修の現状とニーズ (これまでの調査結果等を踏まえて)

認定調査員研修の開催状況（都道府県アンケート結果より）

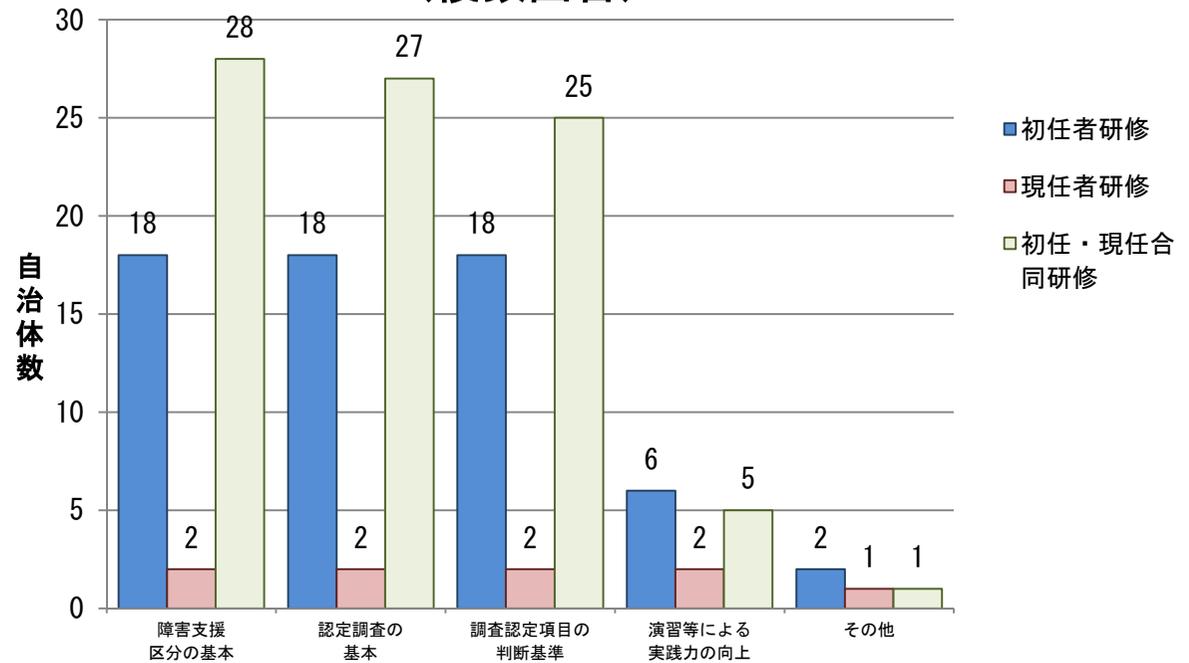
認定調査員研修の開催状況



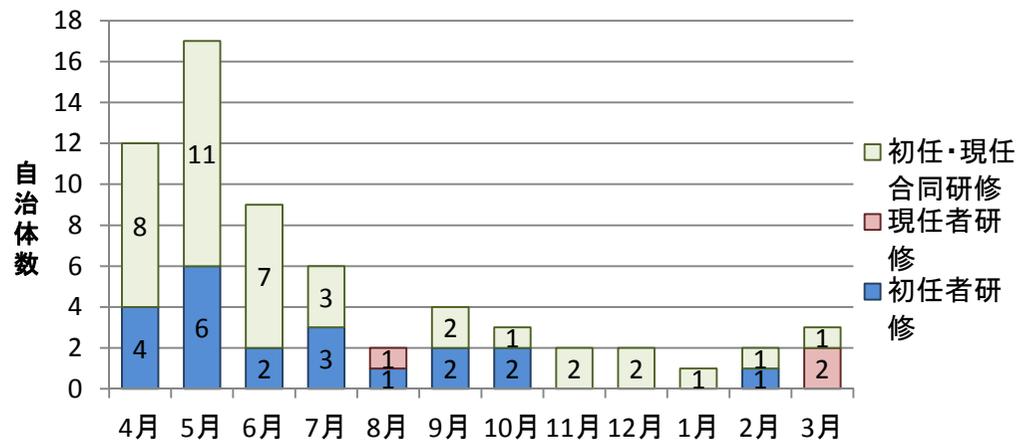
認定調査員研修の年間開催回数
 （単位は自治体数）

	1回	2回	3回以上
初任者研修	16	1	1
現任者研修	3	0	0
初任・現任合同研修	16	8	4

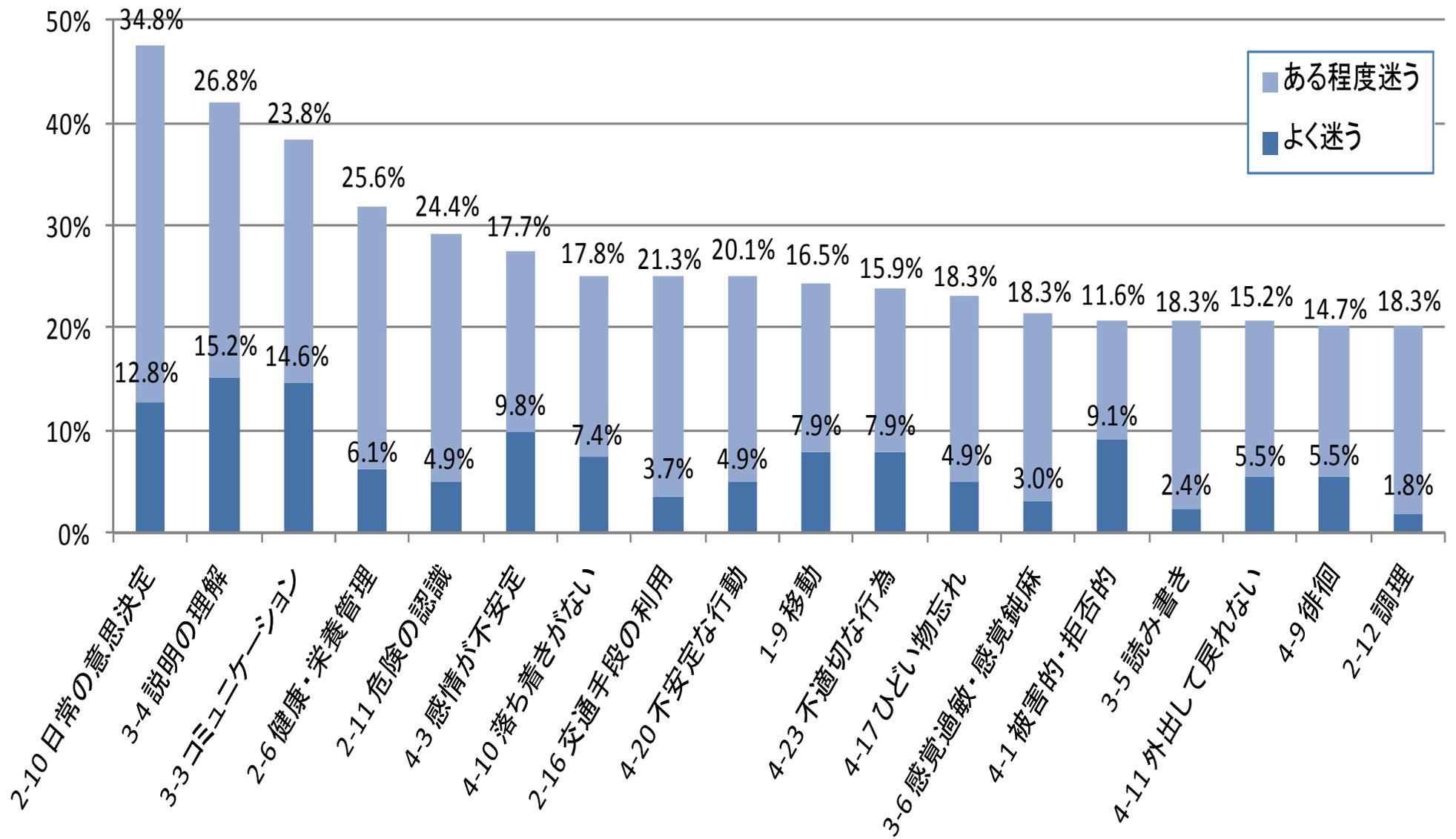
認定調査員研修実施にあたって重視していること （複数回答）



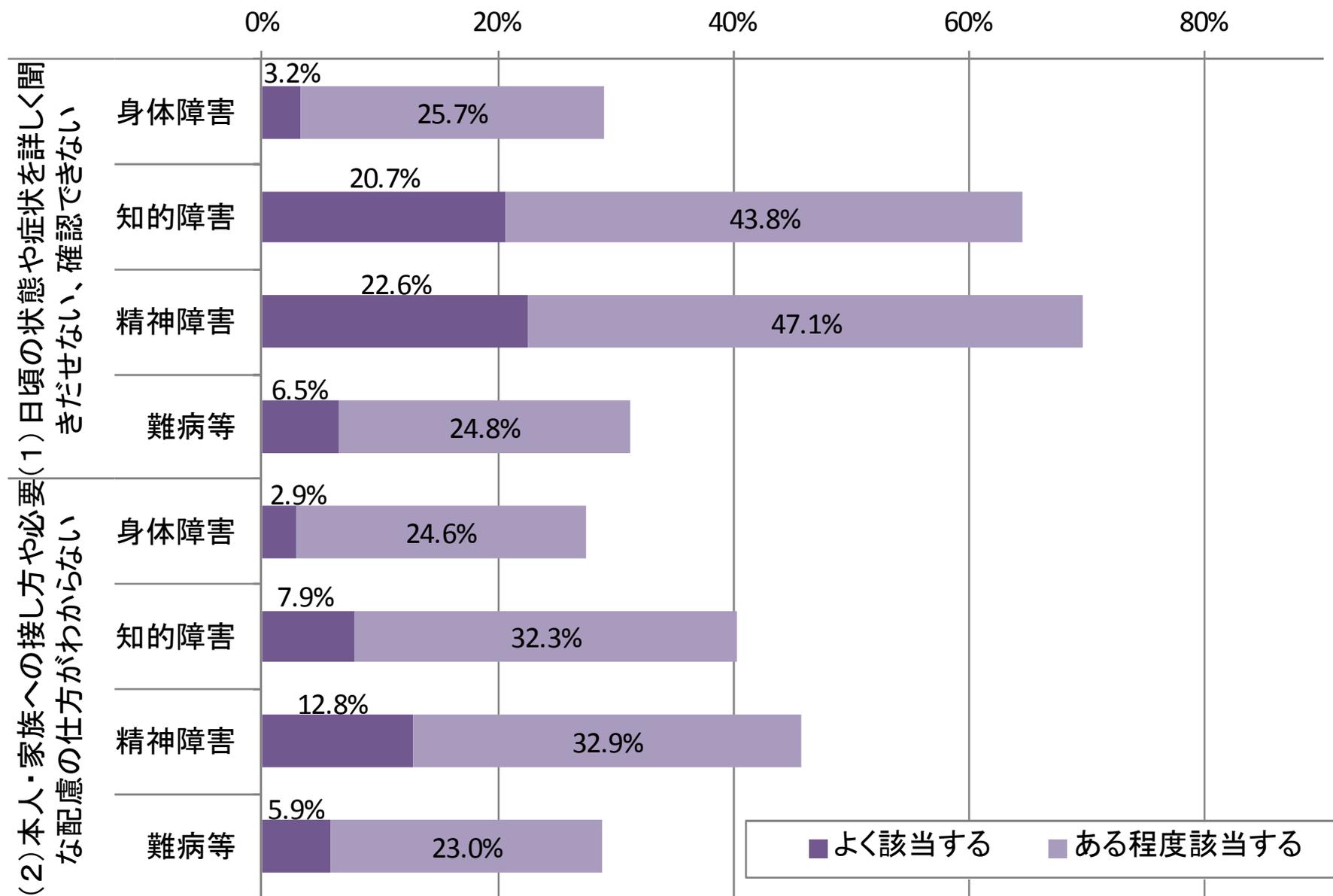
認定調査員研修の開催時期



認定調査員が判断に迷う項目（H27実態調査より）



認定調査を行う際に難しいと考える点（H27実態調査より）



認定調査員研修への意見・要望（H27実態調査より）

集計項目		結果
市町村調査票	都道府県の開催する認定調査員研修について自治体として考えている課題又は要望（自由記述）	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の開催回数を増やしてほしい(7) ・具体例をふまえた講義内容にしてほしい(6) ・現任研修を開催してほしい(6) ・ブロックごと等、複数会場で開催してほしい(3) ・年度の早期に開催してほしい(4) ・重要なポイントに重点化して説明してほしい(3) ・事例研究会をやってほしい(2) ・離島等に配慮してほしい(2) ・市独自の研修を開催できるようにしてほしい(1) 等
認定調査員調査票	都道府県が実施する「障害支援区分認定調査員研修」について研修内容として期待することその他要望等（自由記述）	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の読み上げだけでなく、具体例を交えながら説明してほしい(36) ・判断に迷う項目を重点的に説明してほしい(20) ・ロールプレイや模擬調査の実演をしてほしい(10) ・FAQ(QA集)を作してほしい(11) ・実際の調査にあたっての対応の仕方を学びたい(11) ・現任研修を開催してほしい(8) ・定期的なフォローアップ研修をしてほしい(6) ・事例研究を取り入れてほしい(6) 等

28 ‘事業で訪問した市町村の認定調査（特記事項）の様子

自治体名	特記事項の内容									
	書式が整えられている	移動・動作、身の回りの世話・日常生活、意思疎通等			行動障害					
		全面支援の場合の具体的な状況が記載されている	部分支援の場合の具体的な内容が記載されている	支援不要の場合でも必要に応じて具体的な状況が記載されている	行動障害の具体的な状況（きっかけ、対象、行動等）が記載されている	具体的な支援の内容が記載されている	行動障害の内容が適切にとらえられている（調査項目の分別ができています）	支援不要の場合でも必要に応じて具体的な状況が記載されている	行動障害の具体的な頻度が記載されている	前回結果からの変化が記載されている
A	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
B	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△
C	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
D	○	△	△	○	○	×	△	×	×	×
E	○	○	○	○	○	△	△	○	×	×
F	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△
G	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△
H	○	○	○	○	○	△	△	○	△	×
I	○	○	○	○	○	×	×	×	△	×
J	×	×	△	○	△	×	△	○	×	×

【凡例】○…全ての事例で実施されている △…実施されている事例と実施されていない事例がある ×…全ての事例で実施されていない

※ただし、「支援不要の場合でも必要に応じて具体的な状況が記載されている」は、支援不要と選択した項目に特記事項が記載されている事例が一つでも見られれば○、全く見られなければ×とした。

「認定調査の特記事項のバラツキ」

○書き方の統一感がない

⇒事務局による全体統制の問題

○書く内容が不足している

・ 選択の根拠の記載がない

(例1) 部分支援を選択しているが、具体的に何が出来て何が出来ないのか記載がない

(例2) 全面支援を選択しているがなぜ全面支援なのか(目的を理解していないのか、行おうとするが支援者が全てやり直す必要があるのか等)が記載されていない

・ 具体的な支援の内容について記載がない

・ 行動障害の具体的な頻度がわからない

(例1) 週1回なのか週4回なのか

(例2) 「希に支援」を選択している場合、環境調整により行動障害が表れていないのか、純粹に見られなくなったのか

⇒対象者の全体像がイメージしやすい記載を心がけてもらう必要がある

○行動障害のとらえ方に差がある(4群)

(例) 「興奮すると大声を出す」という聞き取りのみをもって「感情が不安定」「大声・奇声を出す」「暴言暴行」の全てにチェックを入れてしまう

⇒障害に関する基本的な知識習得と理解促進

審査会訪問時にうかがった主な意見

障害に対する理解について

- ・ 認定調査等で精神障害の症状が十分に理解されていないと感じることがある。
- ・ 近年では障害の考え方そのものが変わりつつあり、障害の原因を環境側に求めるというとらえ方が広まりつつある。医師意見書や認定調査票を見ているとまだまだそういった考え方が浸透していないと感じる。
- ・ 支援区分になってからマニュアルにも発達障害等、メンタル支援の内容が入ってきており、そこを拾うことへの意識が強く、1群の評価がぶれてしまっているところがある。

認定調査の難しさ

- ・ 施設入所の場合、どの程度、症状や問題行動が抑えられてるのか、そのケアにどれだけ負担がかかっているのかに注目して審査している。
- ・ 服薬により症状が落ち着いている場合の考え方が悩ましい。認定調査員が想定しうる範囲での調査結果となるため、正確性には限界がある。
- ・ 精神障害の場合、支援者の関わりによって服薬管理がきちんとできているために症状が安定している場合、状態の評価が難しい。
- ・ 精神障害のケースでは、自分のことをちゃんと医師や認定調査員に伝えられるかという点に注意している。オウム返しで応えてしまったり、自分をよく見せようとしたり、病気を隠そうとしてしまうことがある。
- ・ 本人が自分を表現できているかによって認定調査の評価が変わってしまうので、十分に評価されているかを意識して審査している。
- ・ 精神障害の方について、状態の波が大きいケースもあり、調査の時点によって変動が大きい。認定調査の中での不安定な状態の特徴を捉えるのは難しいと思う。

審査会訪問時にうかがった主な意見

特記事項の充実

- ・概況調査票に日常生活支援（住宅の整備状況や補助具等の利用状況）に関する情報が記載されていると良い。
- ・施設入所者と在宅の方では聞き取れる内容にどうしても差があると感じる。
- ・特記事項が審査でどう使われるのかは、委員になって初めて実感した。認定調査員が審査会委員の経験をする研修を設けてもいいのではないかと思う。認定調査員が審査会の視点をもつことで、記載される情報がより洗練されてくるのではないか。
- ・調査員からは記載の仕方に関して事例のマニュアルがほしいという要望が多い。一方で、事例を提示すると、その通りに記載してしまう調査員もいることから、注意が必要であると感じている。
具体的な個々の障害者の状況を十分に踏まえず、マニュアルの文言どおりにしか調査しない調査員も少なくない。
- ・自治体によっては一般事務の方が担当していて実際の支援の現場の経験がないケースも多く、認定調査項目の群別の意図等がもう少しわかりやすいようにしてもらいたい。

2. 認定調査員研修で伝えてほしい内容

○障害者支援の基本理念

自らの生き方、暮らし方を選択し、実現できる「自己決定」「自己実現」

(参考) 第3次障害者基本計画 (抜粋)

Ⅱ 基本的な考え方

基本理念

(中略) 障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する (中略)

→どこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標

→慣れていない状況、初めての場所のため「できない場合」を評価する

≒ いわゆる「単身独居」を想定する

Cf. 介護保険の要介護認定

→「より頻回な状況」を評価する

Cf. 日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」

①調査項目群ごとの評価ポイントを抑える

1 移動や動作等に関連する項目（12項目）

→支援が必要かどうか ≡ 「できるかどうか」

2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

→支援が必要かどうか ≡ 「一連の行為」ができるか

3 意思疎通等に関連する項目（6項目）

→見る・聞く・話す・理解することができるか（もしくは判断できないか）

4 行動障害に関連する項目（34項目）

→支援が必要になる頻度

◎調査項目の由来を知っておくとより判断に有用。

介護保険由来（＝認知症系）、知的障害系（＝特定の興味・関心による行動）、精神障害系

5 特別な医療に関連する項目（12項目）

→あるかないか。

ただし、一部の項目は条件に注意。

認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-1 食事	食事に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-6 健康・栄養管理	体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理について支援が必要かどうか ・適切な食事量・運動量に基づいた対応 ・体調不良時の医療機関受診・服薬 等	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-食事	<u>適量の食事を適時にとることができる</u> かどうか	1. できる 2. 時に支援が必要だがだいたい自主的にできる 3. 支援がなければ過食・偏食や不規則になる 4. いつも過食・偏食等になり、常時支援が必要 5. 不食や問題の食行動があり、健康を害す

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-4 昼夜逆転	昼夜の生活が逆転することで、 <u>日中生活に支障が出て支援が必要となる頻度</u>	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-生活リズム	一定の時刻に自分で起きて、自分で時間の過ごし方を考えて行動できるか	1. できる 2. だいたい自分の生活リズムが確立している 3. 時に助言が必要だが、リズムを乱しても元に戻れる 4. リズムが不規則になりがちですぐには戻らず常時支援が必要 5. 臥床しがちで、昼夜が逆転したりする

認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-2 口腔清潔	口腔清潔に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-3 入浴	入浴に関連する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(認定調査) 2-13 掃除	掃除に関する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-保清	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っているか、 <u>自主的に掃除や片付けができるか</u> 、TPOに応じた服装ができるか	1. できる 2. 洗面等は自主的にでき、回数は少ないが掃除等も行える 3. 個人衛生の維持のためには週1回程度の支援が必要 4. 個人衛生の維持のためには常時支援が必要 5. 常時支援をしても個人衛生を保てず、掃除等もできない

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 2-8 金銭の管理	金銭の管理に関する <u>一連の行為</u> について、支援が必要かどうか	1. 支援が不要 2. 部分的な支援が必要 3. 全面的な支援が必要
(医師意見書) 生活障害評価-金銭管理	1ヶ月程度のやりくりが自分でできるか、大切な物を管理できるか	1. できる。 2. 時に月の収入を超える出費をしてしまい、必要な出費（食事等）を控えたりする。時折大切な物を失くしてしまう。 3. 1週間程度のやりくりはだいたいできるが、時に助言を必要とする。 4. 3～4日に一度手渡して相談する必要がある、大切な物の管理に常時支援を必要とする。 5. 持っているお金をすぐに使ってしまい、大切な物の管理も出来ない。

認定調査及び医師意見書において類似している項目

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-1 被害的・拒否的	○実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。 ○他者を信用しない、相手に善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要
(認定調査) 4-8 支援の拒否	○支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。 ○支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。	

項目	評価内容	選択肢
(認定調査) 4-5 暴言・暴行	○言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）のいずれか、あるいは両方が現れる場合。	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要 4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要
(認定調査) 4-7 大声・奇声を出す	○周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。 ○物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。	
(認定調査) 4-22 他人を傷つける行為	○他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。 ○壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合。 ○他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷つけていない場合。	

(参考) 認定調査関係の参照条文

法	施行規則
<p>第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、<u>当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。</u>この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。</p> <p>3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。</p> <p>4 第2項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 第2項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員又は第3項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>6 第2項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p>	<p>第8条 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1 <u>法第20条第一項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況</u></p> <p>2 <u>当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第七号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況</u></p> <p>3 <u>当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容</u></p> <p>第9条 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>1 法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等（以下「指定障害者支援施設等」という。）（法第21条第1項の障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に限る。）</p> <p>2 法第51条の14第1項 に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第77条第1項第3号に規定する事業を行うもの</p> <p>3 介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人</p> <p>第10条 法第20条第3項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。</p>

法 …障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（（平成17年法律第123号）

規則 …障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

特記事項の記載のポイント

○二次判定で区分変更の根拠とできるのは特記事項のみ。

→例え一次判定区分が明らかに実態に合わないと思われる場合でも、特記事項がなければ審査会委員は何もできない。

支援の量を左右しそうな情報はできるだけ拾う。

○審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。

→選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の内容 等。

第三者が見てわかりやすい内容、記載になっているか。（事務局によるチェックも重要）

○行動障害の記載は調査員の障害への理解が重要。

・支援がされている場合は、どのような支援の種類があるのか理解していないとわからない（気づけない）

→相談支援や環境調整といった障害者支援独自の概念。

支援が必要ない場合でも、本当に症状がないのか、環境調整の結果ないのか。

・表れている行動障害はどのような由来か。端的な状態だけをとらえて記載すると、同じ状態だけをとらえて「4-〇～4-〇〇も同様」という記載になりかねない。

○認定調査の選択肢の選択に迷った場合には…

- 選択肢をいずれにするか微妙な場合でも、特記事項に具体的な状況が記載されていれば、審査会にて一次判定の修正が可能。
- 何も書いていないと審査会において再調査を命じられたり、審査会委員が誤解したまま審査を進めてしまう場合もある。
- 判断に迷う場合には、特記事項に詳細と判断に迷った旨を記載し、審査会にかけて判断をあおぐこと。

一次判定（どの条件式に該当するか）含めて
判断・決定をするのは審査会の役目。
審査会委員に伝えるものということを忘れずに

3. より実践的な研修内容

○演習（事例検討など）

例）対象者の状態像を文章で示し、選択肢と特記事項を記載させるパターン
→実際には、その前提である状態像の把握が最も重要で難易度が高い。選択肢の選び方を学習させるには、一問一答のミニテスト形式の方が効果的な場合もある。

○模擬審査会

審査資料を数事例用意し、グループワーク形式で模擬審査してもらう。
特記事項が充実している事例、あまり書かれていない事例、医師意見書と相違しているように見える事例。

○模擬認定調査（ロールプレイ）

仮想の調査対象者を演じる者を用意し、模擬的な面談調査を実施。
→新任者向けには具体的なイメージを持たせるため、現任者にはより実践的な調査手法の研究として有効。
新任者向けには模範例を見せるだけでも意味があり、大人数の場合でも有効。

模擬認定調査（ロールプレイ）の実践例

【1日の流れ】

9:00			受付	
9:30	05分	1	オリエンテーション(資料確認、日程説明)	委託先 担当者
9:35	05分	2	あいさつ	
9:40	45分	3	障害支援区分に関する基本的な考え方 (障害者総合支援法の概要) 認定調査実施上の留意点	行政担当者
10:25	10分		休憩	
10:35	70分	4	認定調査の実施方法	演習講師
11:45	60分		昼休憩	
12:45	70分	5	認定調査の実施方法	演習講師
13:55	10分	6	質疑応答	—
14:05	10分		休憩	
14:15	70分	7	演習 模擬認定調査	演習講師 行政担当者
15:25	5時間55分		閉会	

模擬認定調査（ロールプレイ）の実践例

演習タイムテーブル（例）

	項目	内容	時間	担当者	備考
1	説明	—	5		演習の目的と流れを説明
2	実演 (デモンストレーション)	—	5		講師(利用者役)自身の話をする。
3	演習	認定調査員として	20		認定調査員としてと利用者としてそれぞれ一回ずつ演習を行う。(各10分) 講師は受講生の演習で気づいたことをフィードバックできるようにしておく。(質問の仕方によかったものや、うなづきによかったものなど)
		利用者として			
4	特記事項	記載のまとめ	10		
5	休憩	—	10		講師はフィードバックできるものの打ち合わせ。
6	解説	質問	30		チェックリスト、特記事項の悪い例バージョン配布 スクリプトは実演とは異なり実際の利用者を想定したもの(特記事項有り) 受講生の演習での気づきをフィードバックする。
		特記事項			やり方等を詳しく 演習講師から付け加え
7	質疑応答	—	10		質疑応答終了後、各市町村でのOJTの必要性を説明
トータル			90		スクリプトを配布

模擬認定調査（ロールプレイ）の実践例

【ロールプレイ・スクリプト】※面接技術を中心にした演習

設定： 家族と同居 対象者の自宅で調査 対象者は脳出血の後遺症により左半身麻痺、杖歩行 男性				
内容	項目	開かれた質問 閉じた質問	特記事項	備考
こんにちは 障害支援区分認定調査員の〇〇と申します。今日は、先日申請していただいた福祉サービスを利用のために必要な調査に伺わせていただきました。 今日の調査は、身体障害、知的障害、精神障害のある方で福祉サービスを利用する方全員に行っている調査です。〇〇さんには該当しない項目もあると思いますが、全員にお聞きしなくてはならない事になっていますので、お気を悪くしないでお答えください。調査時間は大体1時間前後かかりますので、疲れたら遠慮なく言ってください。				調査目的の説明。サービス利用のために必要な調査だということを対象者に認識してもらう。
それでは、調査に入らせていただきます。まず、お名前を教えてください。	3-3 コミュニケーション	開かれた質問		調査項目の順番にこだわらず、対象者が答えやすいように質問の流れを工夫する。
〇〇です。				
ありがとうございます。次に生年月日と年齢を教えてください。		開かれた質問		
昭和31年4月8日生まれ 54歳です。				
〇〇さんは日中はご自宅で過ごされていますか？活動の場に行っているのですか？	概況調査 IV. 日中活動関連	開かれた質問		利用しているサービスを本人や家族から確認する。
週2回月曜と木曜に△△センターに行っています。				
△△センターですね。僕も何度か伺って活動を見させていただいたことがあります。				
そうですか。そこにあるティッシュケースは創作活動で作ったんですよ。				
そうなんですか。お上手ですね。				
〇〇さん、普段の食事作りはどのようにされていますか。	2-12 調理	開かれた質問		
妻がやります。				
奥様の手料理ですね。自分で作ったり、手伝ったりすることもあるんですか？		閉じた質問		
昔はやったんだけど、今は左手に麻痺が残ってるので、妻いつも妻がやります。片手だとなかなかできません。				
そうですよね。片手だとなかなか難しいですよ。そうすると食器を洗ったりするのも奥様がやるわけですね。				
はい。そうです。			左手に麻痺があり、片手での調理に伴う一連の行為ができない為、介助者が行っている。	3. 全面的な支援が必要
そうですか。〇〇さんの利き手は右手ですか。		閉じた質問		
はい。利き手に麻痺がないのがせめてもの救いです。				
それでは、お部屋の掃除や整理整頓…例えば新聞雑誌を片付けたり、郵便物を確認して廃棄したりするのは、どうなってますか。	2-13 掃除	開かれた質問		
掃除は妻任せです。左半身が言う事聞いてくれないので…。棚やテーブルは時々拭いたりすることはあります。月に2回ですけどね。新聞や広告を片付ける事や郵便物を処理することは、毎日やっていますよ。			掃除機を使った掃除はできない。拭き掃除や書類整理等は自分で行うことができる。	2. 部分的な支援が必要
〇〇さん、かなり家の事をなさってるんですね。僕も見習わないと…。				
1日中、楽しいTV番組やってませんからね（笑）。暇ですしね…（笑）。				